

# 指定構造計算適合性判定機関票

この標識は、指定構造計算適合性判定機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	福岡県知事 第1号 (継続)
指定の有効期間	令和4年6月8日から 令和9年6月7日まで
機関の名称	一般財団法人 福岡県建築住宅センター
主たる事業所の住所	福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡東オフィスビル 5階 電話番号 092(737)8116
代表者指名	理事長 讃井 人志
業務区域	福岡県全域
委任都道府県知事	福岡県知事
取り扱う建築物	次のいずれにも該当しない建築物の構造計算適合性判定の業務とする。 1. 限界耐力計算又は、これと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による建築物 2. 特殊な工法等の採用により、福岡県内に事務所を置く判定機関の全てが、判定することができない建築物 3. 指定構造計算適合性判定機関指定準則(平成27年3月2日国住指第4540号)第3第三号の規定により、福岡県内に事務所を置く判定機関の全てが、判定することができない建築物